

## 「配慮願い」について

### 「配慮願い」の取り扱い

- ・ 登校した際の修学上配慮・支援を希望する場合に、学生本人が願い出るものとする。
- ・ 原則、教室内、学内施設での授業における配慮となるが、授業以外に大学構内においての配慮を希望する場合は、「配慮願い」提出前に相談窓口にて申し出ることとする。
- ・ 「配慮願い」の申請は、原則学期のはじめから1か月以内とするが、学期途中で配慮・支援が必要になった場合は、随時相談窓口への申し出を可能とする。
- ・ 「配慮願い」は毎年每学期 学生本人が願い出るものとする。（自動継続なし）

※大学内において可能な範囲の配慮・支援を行うため、「配慮願い」の希望配慮事項が全て配慮・支援できるものではない。

### 配慮・支援の流れ

- ① 相談（窓口：所属キャンパス保健室）
- ② 申請（窓口：所属キャンパス保健室）  
提出書類；配慮願い  
障害者手帳コピーもしくは医師の診断書
- ③ 決定（関係教員及び関係部局にて審査）
- ④ 回答（所属キャンパス保健室）  
配慮・支援の内容を本人に確認、承諾を得る
- ⑤ 依頼（教務課）履修科目の担当教員に「配慮依頼」配布（依頼）  
（学生本人）履修科目の教員に「配慮依頼」の本人であることを申し出る